

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示した。傍聴人なし。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に藤倉利則農業委員、平野修一農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に田中農業委員会事務局長、書記に大畑次長、関根副主幹、加藤主任を任命した。

4 議 事

議案第14号

農地法第3条の許可申請について

議 長 議案第14号農地法第3条の許可申請について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。地区は原市地区、所在は大字原市字九番耕地の1筆。地目は登記、現況ともに畑である。譲渡人は経営規模縮小、譲受人は経営規模拡大。なお、譲受人が所有する農地について、耕作放棄地がないことを説明した。

議 長 この件につきまして、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 原市地区の黒須信明委員より報告があった。6月21日金曜日午後1時、上尾地区の鈴木委員、原市地区の黒須邦明委員と現地調査を行った。現地調査を行った結果、周囲の農地に影響を及ぼすことはない判断した。

議長 本件について意見を求めたが意見がないため、第14号議案について採決を行ったところ、全員賛成で承認する事を宣した。

議案第15号 農地法第4条の許可申請について

議長 農地法第4条の許可申請について、事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。地区は平方地区、所在は大字平方字宿北の1筆。地目は登記、現況とも畑である。形態は転用、建物の建築のため開発許可が必要。農地区分は第1種農地。

議長 この件につきまして、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 平方地区の松本弘道委員より報告があった。6月22日午前9時、今川会長、新木委員、國嶋委員と現地調査を行った。現地調査を行った結果、周辺農地に影響を及ぼすこともなく、転用面積も適切であると判断した。

議長 本件について意見を求めたが意見がないため、第15号議案について採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した。

議案第16号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第16号農地法第5条の許可申請について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1地区は上尾地区、所在は大字上尾村字田向の1筆。地目は登記、現況とも畑である。形態は一時転用、用途は駐車場敷地。建築を伴わないので開発許可は不要。農地区分は第3種農地。

議長 この件につきましても、現地調査がされているかと思しますので、担当委員さんより報告をお願い

いします。

(担当委員)

上尾地区の鈴木智一委員より報告があった。6月21日、原市地区の黒須邦明委員、黒須信明と現地調査を行った。柵がされており草も生えており、農地としては大丈夫かなと思った。また、申請理由についても説明した。

議長
新木農業委員
内田農業委員

本件について意見を求める。

申請地の写真にある作物はなにか。

以前はブルーベリーを植えていたが作付けが上手くいかず、みかんを植えている。また、草が沢山生えているように見えるが、先週の土曜日に草を刈って綺麗にしています。柵も初めブルーベリー栽培していたため害鳥対策として網を張っていたが、みかんにしてからはしておりません。

新木農業委員
内田農業委員
議長
事務局
新木農業委員
事務局
議長

一時転用するわけだが、みかんの木はどうするのか。

他にも農地があるので移植すると思います。

移植した後のみかんについては事務局として確認しているのか。

現状についてどうするかということで、その後のことについては確認していない。

一時転用が終わった後、元に戻すのか。

農地として復元するが、今、植えられているものを元に戻すことはしないと聞いています。

本件について他に意見を求めたが意見がないので、議案第16号申請番号1について採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した。

議長

続いて申請番号2番。なお、農業委員会会議規則第10条の規定により、関係する委員は議事に参与することはできませんので、この議案に関係する松本委員は一時退席をお願いいたします。

<委員退席>

申請番号2番について事務局に説明を求めた。

事務局

議案書を朗読した。申請番号2地区は平方地区、所在は大字上野字野久保の1筆。地目は登記、

現況とも畑である。形態は転用、用途は駐車場敷地。建築を伴わないので開発許可は不要。農地区分は第2種農地。

議長 この件につきましても、現地調査がされているかと思しますので、担当委員さんより報告をお願いします。

(担当委員) 平方地区の新木英男農業委員より報告があった。6月23日、今川会長、國嶋委員、松本委員と現地調査を行った。現地はコンクリートブロックで土砂の流出防止をおこなっている。また、農地も非常に綺麗な状態で管理されている。

議長 本件について意見を求める。

内田農業委員 農地転用申請の所有者が連名となっているが、議案書では譲渡人が1名になっているが。

新木農業委員 議案書を見て頂ければと思いますが、譲渡人は松本委員の奥さん、譲受人は株式会社アクセス。カーライフの母体である。農地法5条の申請なので譲渡人と譲受人の連名にすることで意思表示をさせた。

議長 事務局何かありますか。

事務局 議案書にある通り単純に渡人と受人の共同申請ということです。

内田農業委員 所有者として書かれているので。二人の所有者がいるのかと思っただけ。

新木農業委員 共同の意思表示という表現が悪いのであって、受人・渡人の双方と理解してもらえればありがたい。

議長 本件について他に意見を求めたが意見がないので、議案第16号申請番号2について採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した。

<委員入室>

議案第17号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議長 議案第17号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について事務局より説明を求め

- た。
- 事務局 議案書を朗読した。平方地区、所在は大字平方領々家字辻下及び大字上野字前。地目は登記上、田27筆、畑10筆、現況は畑8筆、雑種地29筆。用途は一時転用で農地改良。建物は建築しないので開発許可は不要。農地区分は農用区域農地。こちらの計画変更申請は令和5年9月20日付で許可を受けた申請の期間延長で、当初の計画では、令和6年6月完了予定だったものを、令和6年12月の完了予定に変更するものです。
- 議長 この件につきましても、現地調査がされているかと思しますので、担当委員さんより報告をお願いします。
- (担当委員) 平方地区の國嶋委員より報告があった。6月22日、今川会長、新木委員、松本委員と現地調査を行った。また、提出された理由書を朗読した。
- 議長 本件について意見を求める。
- 平野農業委員 近隣の大きなトラブルは上がっているか。
- 事務局 大きなトラブルはないが、近隣の住宅より作業により庭にひびが入ったと連絡があった。業者に、話を依頼し問題は解決した。
- 新木農業委員 現地が気になり確認に行った際、業者の代表者と話しをした。隣接する住宅を買い取って転居してもらったりした。また、残った2軒についても工事で支障が無いように話しをした。問題ないと思う。
- 内田農業委員 かなり広い土地で工事遅れているが現在何パーセントくらい工事が完了しているのか。
- 新木農業委員 今の工事状況では7割くらい。遅延理由にあったさいたま市との協議はあくまでも前段階のもので実際の原因は水分が多い土地の覆土と通勤通学住民の安全確保のためである。
- 議長 本件について他に意見を求めたが意見がないので、議案第17号について採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した。

議案第18号

令和6年度6月期農地利用集積計画の承認について

議 長

議案第18号令和6年度6月期農用地利用集積計画の承認について、担当課である農政課より説明を求めた。

農 政 課
議 長

計画の概要を説明する。

本件について意見を求める。

内田農業委員

利用権設定について中間管理機構に一度は出すという形だが、3件ほど再設定ということで、こういった場合でも中間管理機構にだす。出さなくていい。相対で利用権設定ができる。

農 政 課

今のところは、2年間の経過措置期間の間になりまして、相対での利用権設定での農地の貸借ができる形になります。令和7年の4月からはもう制度が変わりますので、中間管理を通しての貸し出しと配分という形になります。

議 長

本件について他に意見を求めたが意見がないので、議案第18号について採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した。

議案第19号

令和6年度6月期農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議 長

議案第19号令和6年度6月期農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、担当課である農政課より説明を求めた。

農 政 課

計画の概要を説明する。一人は桶川市の方で入作。二人目は明日の農業担い手塾の塾生で令和6年4月1日から新規就農を開始した方、三人目は令和6年4月3日に法人を設立した方。いずれもいずれも中間管理機構より既に借りている。

議 長

本件について意見を求める。

新木農業委員

法人の方は何を作付けしているのか。

農 政 課

白ネギになります。

新木農業委員

新規就農された方は。

農 政 課 議 長 國嶋推進委員 農 政 課 藤波農業委員 農 政 課 藤波農業委員 議 長	玉ねぎですとか、ニンジン、ネギ、里芋、きゅうり、キヌサヤ、ジャガイモと伺っております他に意見があるか意見を求める。
内田農業委員	法人のみ賃借料が掛かっているが、どういうことなのか。一年目だが大丈夫なのか。これから、徐々に規模拡大を行い、今年度の売り上げ目標は315万円と伺っております。確認だが、令和7年から農地の貸し借りには中間管理機構を通さなければならないのか。その通りです。
農 政 課 議 長	中間管理機構はマージンをとるのか。取らない。今までの利用権設定という方式から、令和7年度は、農地中間管理機構を通しての貸し借りをしなさいということ。国の制度変更による。
農 政 課 議 長	中間管理機構に出して借り手がいないと、戻ってきてしまうがその決定に3か月掛かるのはなぜか。
農 政 課 議 長	中間管理機構で借り受ける際と貸し付ける際にそれぞれ審議する関係から3か月くらい掛かってしまう。来年からは貸し出す手続きと、配分する手続きが一つになり、一緒に意見を伺っていったという形になるので、1ヶ月ぐらい短縮されるというふうには聞いてます。
農 政 課 議 長	本件について他に意見を求めたが意見がないので、議案第19号について採決を行ったところ、意見なしで回答することに全員賛成で賛成する事を宣した。

5 報告第2号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時22分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和6年6月25日

議 長

署名委員

署名委員